



平成 21 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社エーワン精密
代表者名 代表取締役社長 林 哲也
(J A S D A Q ・ コード 6 1 5 6)
問合せ先
役職・氏名 代表取締役社長 林 哲也
電 話 番 号 0 4 2 - 3 6 3 - 1 0 3 9

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成21年8月12日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成21年9月26日開催予定の第19期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更をおこなうものであります。

なお、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、当社の定款第6条は削除されたものとみなされております。

2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

3. 日程

取 締 役 会 決 議	平成21年8月12日
定款変更のための株主総会開催日	平成21年9月26日
効 力 発 生 日	平成21年9月26日

以 上

現行定款	変更案
<p>第2章 株式</p> <p>(株式の発行)</p> <p>第6条 <u>当社は、株式にかかる株券を発行する。</u></p>	<p>第2章 株式</p> <p>(株式の発行)</p> <p><u>(削除)</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第7条 <u>当社の株券の種類、株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続き並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第6条 <u>当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ <u>当社の株主名簿、(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式等に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせる。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式等に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせる。</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(定時総会の基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年6月30日の株主名簿に<u>記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(定時総会の基準日)</p> <p>第8条 当社は、毎年6月30日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>第10条～第30条 (条文省略)</p>	<p>第9条～第29条 (現行どおり)</p>

<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 31 条 剰余金の配当は、毎事業年度末の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 30 条 剰余金の配当は、毎事業年度末の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に支払う。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 32 条 取締役会の決議により、毎年 12 月 31 日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 31 条 取締役会の決議により、毎年 12 月 31 日現在の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 33 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第 32 条 (同左)</p>
<p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p> <p>第 34 条 剰余金の配当金(中間配当金を含む。)が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p>(剰余金の配当金の除斥期間)</p> <p>第 33 条 (同左)</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>